

サンアップルホームデイサービスセンター

＊利用料説明書 令和6年4月から

○要介護での利用料金○

<7時間以上8時間未満 サービス提供時間 9時～16時10分>

区分状態	介護サービス費	サービス提供加算 I	入浴加算 I	食費	合計
要介護1	658	22	40	450	¥1,170
要介護2	777	22	40	450	¥1,289
要介護3	900	22	40	450	¥1,412
要介護4	1,023	22	40	450	¥1,535
要介護5	1,148	22	40	450	¥1,660

※入浴を実施しなかった場合は、入浴加算を頂きません。

○総合事業での利用料金(通所介護相当サービス)○

区分状態	介護サービス費	サービス提供加算 I	食費 (一回の料金です)
要支援1	1,798	88	450
要支援2(週1回)	1,811	88	450
要支援2(週2回)	3,621	176	450

○総合事業での利用料金(生きがい型デイサービス 通所A)○

区分状態	介護サービス費	入浴費	食費	※特定地域加算	
事業対象	305 /回	500	450	10	月4回まで
要支援1、更新者	1,318 /月	500	450	10	月5回以上
要支援2(週1回)	305 /回	500	450	10	月4回まで
要支援2(週1回)	1,318 /月	500	450	10	月5回以上
要支援2(週2回)	305 /回	500	450	10	月8回まで
要支援2(週2回)	2,702 /月	500	450	10	月9回以上

※特定地域加算～居住地域によって、対象地域にお住まいの方は利用毎に算定させていただきます。

●要介護、総合事業の共通事項

- ・食事を摂らなかった場合は、食事代を頂きません。
- ・介護職員処遇改善加算(I)として、1ヶ月総単位数に5.9%を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算として、1ヶ月総単位数に1.1%を乗じた単位数が加算されます。
- ・一定以上の所得のある方は、介護サービス費などが2割、3割負担となります。
- ・利用料のお支払いは、翌日10日前後に1か月分まとめてご請求を致します。

●介護保険給付対象外サービス

- ・通常のサービスに要する期間を超える通所介護(総合事業)サービス
- ・介護保険給付の支払限度額を超える通所介護(総合事業)サービス
- ・総合事業の生きがい型デイサービスにおける入浴サービスと食事や旅行等のサービス